大阪府条例第　　　号

大阪府職員基本条例の一部を改正する条例

　大阪府職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （適用除外）第四十八条　（略）２・３　（略）４　第十一条の規定は、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、箕面市、東大阪市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員には適用しない。 | （適用除外）第四十八条　（略）２・３　（略）４　第十一条の規定は、豊中市、池田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、箕面市、東大阪市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員には適用しない。 |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和二年四月一日から施行する。